**（仮称）無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の制定について（概要版）**

**無料低額宿泊所とは**

社会福祉法第２条第３項に規定されている第２種社会福祉事業の第８号にある「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」として開設された施設をいい、八王子市には現在７つの施設があります。

サービス形態としては、「宿所の提供のみ」、「宿所に加え食事等のサービス提供」、「宿所と食事に加え入所者への相談対応や就労指導」があります。

**条例制定のいきさつ**

無料低額宿泊所の一部については、多人数居室や運営方法等、劣悪な状態について問題となっていました。このような「貧困ビジネス」への規制強化を行うため、平成30年（2018年）６月に社会福祉法が改正され、無料低額宿泊事業に関する①～③を制定することとなりました。

**①「設備や運営に関して法定の最低基準を創設」**

**②「新たに事前届出制を導入」**

**③「最低基準に満たさない事業所に対する改善命令の創設」**

上記①～③の施行日は**令和２年４月１日**です。

八王子市では施行日までに①について、厚生労働省令第34号に基づいて、**「無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例」**として定めることで、生計困難者の居住環境等に役立つことを目的とします。

**無料低額宿泊所の設備及び運営の基準（最低基準）に関する条例案　要点**

**無料低額宿泊所の範囲**

●無料低額宿泊所は、基本的には一時的な居住の場であることに鑑み、一般住宅等で独立して日常生活を送ることが可能かどうか常に把握し、可能な場合には円滑な退居に向けて必要な支援を行う。

●契約期間は１年以内（更新可）とし、契約期間終了前には利用者の意向を確認するとともに、福祉事務所等の関係機関と利用の必要性について協議する。

●無料低額宿泊所で提供されるサービス内容や利用料金等を盛り込んだ運営規定を整備し、八王子市に届出を行うとともに、施設内への掲示や公開を行う。

●入居申込者に対しては、居室利用その他サービスについて文書を交付し説明するとともに、利用契約を文書により締結する。

●居室使用料、食費、光熱水費など、利用者から受領できる費用及び基準を規定する。

●金銭管理は入居者本人が行うことを原則とする。金銭管理に支障がある入居者の本人の希望に基づき金銭管理を行う場合は、個別の契約締結、管理規定の整備、帳簿の整備、収支の記録など適正に実施する。

●建築基準法及び消防法の規定を遵守した建築物や設備とする。消火器や自動火災報知設備の設置義務がかからない場合も防火にかかる設備の整備に努める。

●非常災害に対する具体的計画を立てるほか、避難訓練等を年１回以上実施する。

●居室は個室とし、面積は７．４３㎡以上（約４畳半）とする。（既存の施設については４．９５㎡以上（約３畳）とする。）

●無料低額宿泊所においての相部屋や簡易個室は、施行後３年（令和５年（２０２３年）３月）の間に解消する。

●入居の対象者を生活保護受給者や生計困難者に限定している。

●入居者の総数に占める生活保護受給者が定員の概ね５割以上であり、居室使用料や共益費以外の利用料金を受領してサービスを提供している。

**長期入居の防止・居宅生活移行**

**居住環境の整備**

**防火・防災対策**

**利用手続き・利用料金の適正化**